

# 龍ヶ崎市防災士連絡会会則

## (名称)

第1条 この会は、龍ヶ崎市防災士連絡会（以下、「本会」という。）と称する。

## (事務局の所在)

第2条 本会の事務局は、龍ヶ崎市危機管理課に置く。

## (目的)

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 防災士自身の防災・減災能力の向上
- (2) 防災士間の地域を越えた協力関係の構築
- (3) 防災士・行政・専門機関との情報ネットワークづくり

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災士の防災・減災能力向上に資するための研修及び訓練の開催
- (2) 防災士による事例発表会
- (3) 地域コミュニティ協議会及び自主防災組織への指導助言及び交流の機会創出
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

## (会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 龍ヶ崎市内に住所を有する防災士
- (2) 龍ヶ崎市内の事業所、学校に通勤又は通学する防災士

## (組織)

第6条 本会の組織は、以下<組織図>のとおりとする。

## (役員)

第7条 本会に必要な応じ、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名以内

## (役員を選出)

第8条 会長・副会長は会員の互選とし、総会の承認を得るものとする。

2 幹事は会長が指名する。

## (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を運営する
- (3) 幹事は会長・副会長を補佐し、会務を運営する

## (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事

任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は以下のとおりとする。

- (1) 総会 全会員を対象とする
- (2) 役員会 役員のみを対象とする

2 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

(総会)

第12条 総会は、会長が議長となり次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 前年度事業報告に関する事
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長・副会長・幹事によって構成する。

2 役員会は会長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事
- (2) 総会により委任された事
- (3) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(退会・再入会)

第14条 本会を退会する者は、会長宛に退会手続きを行うものとする。

2 本会に再入会を希望する者は、会長宛に入会手続きを行うものとする。

(会費)

第15条 本会の会費は無料とする。

付 則

この規約は、平成30年1月20日から施行する。

第6条<組織図>

